

追加受付

令和8年度物品及び役務の提供に関する 競争入札参加資格審査申請について

さぬき市

令和8年度にさぬき市が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を希望される方は、次により書類を提出してください。

1 追加申請の対象者

- ①令和7年度物品及び役務の提供入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
- ②同名簿に登載されているが、申請営業所を変更しようとする事業者
- ③同名簿に登載されているが、申請業種を追加又は変更しようとする事業者

2 提出方法

●申請書（エクセル）をダウンロード、作成のうえ、申請サイトで登録してください。

※申請書エクセルのフォーマットは変更しないでください。サイトで申請書の登録ができなくなります。

※電子申請サイトの申請入口が「①」と「②③」で異なります。下記の記載内容をご確認の上、申請してください。

<電子申請サイトの申請入口>

「追加申請の対象者」①の事業者

「物品及び役務の提供」を選択

「追加申請の対象者」②③の事業者

「物品及び役務の提供（営業所変更、業種追加・変更）」を選択

3 電子申請期間

●申請サイト <https://bid-entry.com/>

令和8年2月2日（月）～2月13日（金）

申請書を登録するために、最初に利用者登録を行ってください。

※利用者登録は電子申請期間前でも可能です。

4 資格の有効期間

1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

5 入札に参加できないもの

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの。
- 2 法令の規定により、営業許可・認可・登録等を受けることを必要とする場合において、これを得ないもの。

- 3 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したもの。
- 4 後記第6項(6)の納税を完納していないもの。

6 提出書類及び添付書類

書類名（この順序にとじてください）	個人	法人	備考
(1) 入札参加資格審査申請書	○	○	申請書（エクセル）をダウンロードし、作成してください。 ・申請できる営業所数は、本店・支店等のうち、 いずれか1カ所に限ります。
(2) 特約店・代理店の証明書（PDF）	△	△	特約店・代理店の関係がある場合
(3) 委任状（PDF）	△	△	委任する営業所がある場合のみ添付
(4) 入札に関する印鑑等の届出書 (PDF)	○	○	
(5) 商業登記簿等謄本（PDF）	×	○	法務局で発行
(6) 税証明書（PDF）	○	○	申請をする営業所が存在する市町村等発行の完納証明書（全税目）
(7) 営業に関する許可証等の証明書 (PDF)	△	△	申請者が許認可の必要な業種である場合のみ
(8) 誓約書（PDF）	○	○	別紙1
(9) 誓約書（PDF）	○	○	別紙2

○ =必ず提出するもの、△=該当者のみ提出するもの、×=提出する必要がないもの

○ **業種の追加・変更のみの場合は、(1)(2)(3)(7)のみ提出して下さい。(2)(3)(7)に関しては、該当者のみ提出。**

7 書類の提出について

- 1 本店と支店等2カ所以上の営業所がある場合は、どちらか1カ所のみの受付となります。
- 2 「完納証明」「登記簿謄本」については、令和7年1月1日以降に発行されたものとする。
- 3 中小企業共同組合法に基づく事業協同組合の場合は、前記第7項の提出書類のほか、次の書類（PDF）も提出してください。
 - ※ 官公需適格組合証明書（証明を受けているときに限ります。）
 - ※ 組合員名簿
 - ※ 組合定款
 - ※ 官公需共同受注規約
 - ※ 設立許可の証明書

物品及び役務の提供に関する競争入札参加資格審査申請書記入上の注意

共通事項

1 申請書類の作成の基準日は、令和7年12月31日とします。

添付書類記入上の注意

1 委任状

委任状記入の注意	
(1) 申 請 者	<input type="radio"/> 支店等に委任する場合でも本店の代表者を記入すること。
(2) 代理 人(受任者)	<input type="radio"/> 代表者印については使用印鑑届にて届け出た印鑑にて押印してください。
(3) 委 任 期 間	<input type="radio"/> 委任について特に期間を定めてない場合は、期間については令和8年4月1日から令和9年3月31日と記載すること。

2 使用印鑑届

入札に関する印鑑等の届出書記入上の注意	
(1) 申 請 者	<input type="radio"/> 委任がある場合は営業所の代表者名で申請し、委任がない場合は本社の代表者名で申請すること。
(2) 使 用 印 鑑	<input checked="" type="radio"/> 競争入札に係る見積、入札、契約時に使用する印を押すこと。

3 誓約書（別紙1、別紙2）

誓約書記入の注意	
(1) 誓 約 者	<input type="radio"/> 本店の代表者名にて申請を行うこと。日付については提出日を記入すること。

お問合せ先

入札参加資格審査について

さぬき市総務部財産活用課
電 話 (087) 894-8677
F A X (087) 894-6200

税関連について

さぬき市市民部税務課
電 話 (087) 894-1118
F A X (087) 894-8448

〈営業業種一覧表〉(物品)

番号	営業種目	主要取扱品目例示
0 1	文具類	筆記用品、卓上事務用品、収録用品、その他文具類
0 2	事務用機器類	複写機類、印刷機器類、製本機器類、その他事務用機器類
0 3	印章類	公印、ゴム印、回転印、その他印章類
0 4	コンピューター機器類	パソコン、パソコン関連機器、ソフトウェア、その他コンピューター機器類
0 5	用紙類	PPC用紙、上質紙、特殊紙、封筒、その他用紙類
0 6	鋼製備品	事務用机・椅子、保管庫、金庫、その他鋼製備品
0 7	家具・木工品	木工製品、応接調度品、ロビー調度品、その他木製調度品
0 8	学校教材類	教育教材、視聴覚教育機器、その他学校教材類
0 9	運動用具類	運動用具、運動器具、武道具、その他運動具類
1 0	楽器・音楽用品類	楽器、楽譜、音楽CD及びビデオ、その他楽器・音楽用品類
1 1	保育用具類	保育遊具、運動遊具、園庭遊具、乳幼児用品、保育備品
1 2	図書類	書籍、雑誌、地図、図書用品、その他図書類
1 3	写真用具類	写真機、フィルム、その他写真用具類
1 4	医療機器類	診療機械器具、衛生検査用機械器具、その他医療機器類
1 5	福祉機器類	車いす、介護用品、その他福祉機器類
1 6	医薬品・衛生材料品類	医療用薬品、家庭薬品、試験薬、試薬、その他医薬品・衛生材料類
1 7	被服類	制服・白衣・作業服
1 8	寝具類	布団・座布団・その他寝具類
1 9	室内装飾品	カーテン、どん帳、暗幕、カーペット、その他室内装飾品
2 0	家庭用品類	トイレットペーパー、洗剤、その他家庭雑貨
2 1	表彰品・記念品類	トロフィー、楯、記念品
2 2	建築金物類	金槌、のこぎり、つるはし、その他建築金物類
2 3	建設機器類	ポンプ、発電機、その他建設機器
2 4	電気機器類	家電製品、放送機器、照明機器、冷暖房機器、その他電気機器
2 5	通信機器類	電話、携帯電話、無線機
2 6	視聴覚機器	オーディオ機器、放送機器、映写機、液晶ビジョン
2 7	自動車類	小型・普通自動車、軽自動車、トラック、バス、特殊車両、自動車部品
2 8	二輪車	オートバイ、原動機付自動車、オートバイ及び原付部品
2 9	自転車	自転車、自転車部品
3 0	理化学機器類	化学分析装置、気象計器類、電気計測器、その他理化学機器
3 1	厨房機器類	一般厨房機器、食器消毒保管機、食器洗净機、業務用冷蔵庫、その他厨房機器類
3 2	消防用具類	消防用ホース、消防ポンプ、消火器、その他消防用具

番号	営業種目	主要取扱品目例示
3 3	看板類	看板、掲示板、垂れ幕、選挙用掲示板、その他看板類
3 4	安全保護具類	交通安全保護具、作業安全保護具、その他安全保護具類
3 5	印刷	オフセット、軽印刷、フォーム印刷、製本、シール・ラベル、その他印刷類
3 6	合成樹脂製品	ごみ袋、ポリエチレン製品、その他合成樹脂製品
3 7	食料品類	食料品、飲料水、給食用食材
3 8	その他物品	上記に属さない物品

〈営業業種一覧表〉(役務)

番号	営業種目	主要取扱品目例示
3 9	清掃業務	庁舎・事務所等清掃、施設清掃、その他清掃
4 0	管清掃等	管清掃、管内調査
4 1	排水施設等管理	上下水道施設維持管理、排水機場等維持管理
4 2	樹木管理	除草・草刈、樹木剪定、樹木伐採、害虫駆除、除草剤散布
4 3	浄化槽保守等	浄化槽保守点検、浄化槽清掃
4 4	消防設備保守	消防設備保守点検
4 5	昇降施設保守	昇降機保守点検、自動ドア保守点検
4 6	空調設備保守	空調機・冷暖房機保守点検
4 7	OA 事務機器保守	複写機保守点検、その他 OA 機器保守
4 8	その他保守	電気設備保守点検、機械設備保守点検
4 9	賃貸・リース	各種賃貸・リース関係
5 0	企画・広告・イベント	各種企画・広告・イベント関係
5 1	コンピュータ処理・ソフトウェア開発	システム開発、ホームページ作成、その他コンピュータ処理・ソフトウェア開発
5 2	警備保障	警備保障
5 3	人材派遣	各種人材派遣
5 4	調査・研究・検査	各種調査・研究・検査
5 5	保険業	保険媒介代理業、保険サービス業
5 6	その他役務	上記以外の役務